

第 5992 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 7月 5日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 相続により取得した土地に係る免税措置

**Q**：相続で土地を取得した場合、登録免許税が免税になるとか。どのようになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

相続により土地を取得した場合に登録免許税が免税になるという制度には、①相続により土地を取得した個人が登記をしないで死亡した場合の登録免許税の免税措置と、②少額の土地を相続により取得した場合の登録免許税の免税措置の2つがあります。

概要は、次のとおりです。

①相続により土地を取得した個人が登記をしないで死亡した場合の登録免許税の免税措置

相続により土地の所有権を取得した個人が、その相続によるその土地の所有権の移転登記を受ける前に死亡した場合の免税措置で、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に、その死亡した個人をその土地の所有権の登記名義人とするために受ける登記について免税にするというものです。

②少額の土地を相続により取得した場合の登録免許税の免税措置

個人が、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行日から平成33年3月31日までの間に、相続した土地の所有権の移転登記を受ける場合に、一定の要件を満たせば登録免許税が免税になるというものです。

